家畜衛生だより

令和８年度第２１号（鶏）令和８年９月発行



東部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
ＴＥＬ：０４７９（８５）８９００
ＦＡＸ：０４７９（８５）５９３２
http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html

高病原性鳥インフルエンザ対策に係る 緊急消毒と飼養管理の再点検について

渡り鳥の飛来が確認され、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから千葉県告示（第469号）により、緊急消毒を発令しました。

【本告示の概要】

１ 実施の目的
　緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防
２ 実施する区域
　県内全域の鶏飼養農家（百羽以上）、及びその他の家きんを飼養している農場のうち家畜保健衛生所長（以下、「家保長」という。）が消毒を実施する必要があると認める農場
※農場：卵、鶏等の畜産物を出荷している方
※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びエミュー
３ 実施の期日
　令和８年１０月１日から令和９年３月３１日まで
４ 消毒方法
　農場における消毒薬その他家保長がこれと同等と認めるものの散布

今回の緊急消毒に際し、**先日お知らせした「消毒薬の配布意向調査」で配布希望と御回答いただいた方に対し、消毒薬（逆性石けん）をお配りします。**本消毒薬等により消毒の徹底をお願いします。

また、消毒のみでは疾病の侵入を防ぎきれないため、日頃の飼養衛生管理基準の再確認も引き続きお願いします。



●モルホナイド10−界面活性剤系の消毒薬が10月に宅配便等で届きます。希望された方は必ずお受け取りをお願いします。
●裏面「基本的な管理項目の毎月点検」を行い、ご報告下さい。

家きんの特定症状を念頭に毎日の健康観察を行い
異常があれば、すぐに家保へ通報してください！

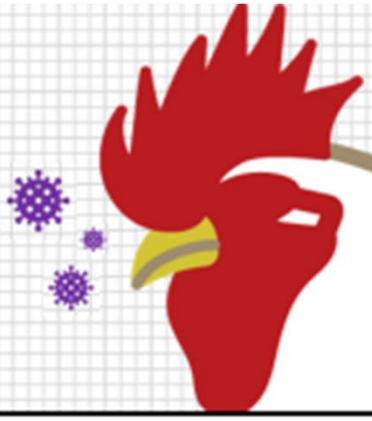
★死亡率の急激な上昇（通常の2倍以上）
★鳥インフルエンザを疑うような症状
（沈うつ、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、5羽以上のまとまった死亡等）

千葉県東部家畜保健衛生所　TEL 0479−85−8900 FAX 0479−85−5932

※急性悪性家畜伝染病（豚熱等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。
※夜間・休日は転送されますので、必ず５回以上コールしてください。

対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

■ 人、物、車両の入出時対策

・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
・家きん舎ごとの専用の靴の使用。

■ 野生動物の侵入防止、誘引防止

・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
　→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
・ねずみ及び害虫の駆除
・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
・飼置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは特に警戒を強化。
11月から翌年１月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

（通報の遅れは、手当金の減額等に繋がる可能性があります。）

野鳥・野生動物対策

・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
・野鳥等への安易な餌やり等の中止

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



令和７年度シーズンの疫学調査を踏まえて

MAFF 農林水産省

高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認

⚠ 過去シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵（じん）、羽毛等（塵埃（じんあい））によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。（令和８年10月１日施行）

フィルター・不織布の設置





細霧装置の設置



入気口の一部閉鎖



等

02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。

地域内での発生に備えた準備

- 地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- 地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- 農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- 把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



池の周囲にネットを設置



水抜き

03 分割管理導入の検討

⚠

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

04 誘導換羽中も警戒を徹底

⚠

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。